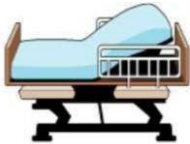
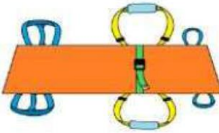


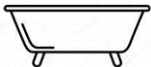
重度心身障害者(児)・難病患者等日常生活用具給付品目

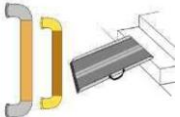
【西東京市】

2025/5 改訂

	品目	基準額	耐用年数	性能	対象者
	介護・訓練支援用具				
	特殊寝台	160,000円	8年	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	原則として、学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者(児)で、下肢又は体幹機能障害の程度が1級又は2級の方(介護保険優先)
	特殊マット	19,600円	5年	失禁による汚染若しくは損耗を防止するためマット(寝具)にビニール等を加工したもの	原則として、3歳以上の知的障害者(児)で、障害の程度が最重度又は重度の方(介護保険優先)
				じょくそう防止又は失禁による汚染若しくは損耗を防止するためマット(寝具)にビニール等を加工したもの	原則として、3歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者(児)で、下肢又は体幹機能障害の程度が2級以上の方(介護保険優先)
		154,000円		じょくそうの防止又は失禁による汚染若しくは損耗を防止するためマット(寝具)にビニール等を加工したもの(じょくそう防止のため送風機能が付加された機種も含む)	原則として、3歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者(児)で、下肢又は体幹機能障害の程度が1級の方 常時介護を要する方に限る (介護保険優先)
	特殊尿器	159,000円	5年	尿が自動的に吸引されるもので、障害者(児)又は介護者が容易に使用し得るもの	原則として、学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者(児)で、下肢又は体幹機能障害の程度が1級の方 常時介護を要する方に限る。 (介護保険優先)

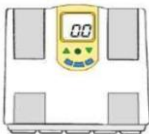
	品目	基準額	耐用年数	性能	対象者
	入浴担架	(洋式) 82,400円 (和式) 118,400円	5年	障害者(児)を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	原則として、3歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者(児)で、下肢又は体幹機能障害の程度が1級又は2級の方(入浴時、家族等他人の介助を要する方に限る。)
	体位変換器	15,000円	5年	介護者が障害者(児)の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	原則として、学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者(児)で、下肢又は体幹機能障害の程度が1級又は2級の方(下着交換等にあたって、家族等他人の介護を必要とする方に限る。) (介護保険優先)
	移動用リフト	251,000円	4年	障害者(児)を移動させるにあたって、介護者が容易に使用し得るもの(ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。)	原則として、3歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者(児)で、下肢又は体幹機能障害の程度が1級又は2級の方(介護保険優先)
	訓練いす	33,100円	5年	原則として、付属のテーブルを付けるものとする。	原則として、3歳以上18歳未満の身体障害者手帳の交付を受けた児童で、下肢又は体幹機能障害の程度が1級又は2級の方
	スリングシート	50,000円	4年	障害者(児)を移動させるにあたり、介護者が容易に使用し得るもの	屋内移動設備の給付を受けた方

	品目	基準額	耐用年数	性能	対象者
	自立生活支援用具				
	簡易型浴槽（湯沸器を含む）	36,000円	8年	浴槽は実用水量150リットル以上のもの（湯沸器は水温25℃上昇させたとき毎分10リットル以上給湯でき、安全性について配慮され、浴槽の性能に応じたもの）（空気室構造で折りたたみ式のものに限る）	学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、下肢又は体幹機能障害の程度が1級又は2級の方
	入浴補助用具	90,000円	8年	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害者（児）、難病者等又は介護者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	原則として、3歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、下肢又は体幹機能障害者（児）で、入浴に介助を必要とする方（介護保険優先）
	便器	15,850円	8年	手すりの付いた腰かけ式のもの。ただし、取り替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	原則として、学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、下肢又は体幹機能障害の程度が1級又は2級の方（介護保険優先）
	頭部保護帽	A 15,600円 B 37,800円	3年	ヘルメット型で、転倒の際に頭部を保護できる性能を有するもの A スポンジ、革を主材料に製作 B スポンジ、革、プラスチックを主材料に製作	①原則として、身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害がある方 ②知的障害者（児）で障害の程度が最重度又は重度の方、又は、てんかん発作等により頻繁に転倒する方（オーダーメイドで作成する場合は医師の意見書を要する）

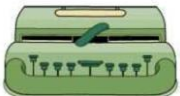
	品目	基準額	耐用年数	性能	対象者
	歩行補助つえ	3,200円	3年	T字、棒状のつえ ※折りたたみ式は不可	原則として、学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者(児)で、平衡機能又は下肢若しくは体幹に係る障害がある方
	移動・移乗支援用具	60,000円	8年	転倒予防、立ち上がり動作補助、移乗動作の補助、段差解消等の性能を有する手すり、スロープ等であって、必要な強度と安定性を有するもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	原則として、3歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者(児)で、平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害があり、家庭内の移動等において介助を必要とする方(介護保険優先)
	特殊便器	151,200円	8年	足踏みペダル又はウォシュレットで温水温風を出し得るもの及び知的障害者(児)を介護している者が容易に使用し得るもので温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	①原則として、学齢児以上の知的障害者(児)で、障害の程度が最重度又は重度の自ら排便の処理が困難な方 ②原則として、学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者(児)で、上肢障害の程度が1級又は2級の方
	火災警報器	31,000円	8年	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し、屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	①身体障害者手帳の交付を受けた者(児)で、その障害の程度が1級又は2級の方 ②知的障害者(児)で、障害の程度が最重度又は重度の方 (①・②のいずれも、火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。)
	自動消火装置	28,700円	8年	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの	火災警報器と同様

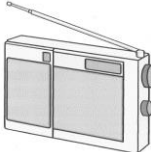
	品目	基準額	耐用年数	性能	対象者
	ガス安全システム	36,000円	8年	警報機からの遮断信号、ガスの異常使用、地震時等にガスを自動的に遮断できるもの	①18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者で、喉頭摘出等により嗅覚機能を喪失した方（ 喉頭摘出等により嗅覚機能を喪失した方のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。 ） ②18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者で、下肢又は体幹機能障害の程度が1級の方（ 障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。 ）
	電磁調理器	A 41,000円 B 36,000円	6年	障害者が容易に使用し得るもの	A ①18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者で、視覚障害の程度が1級又は2級の方（ 障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。 ） ②18歳以上の知的障害者で、障害の程度が最重度又は重度の方 B 18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者で、上肢障害の程度が1級若しくは2級の方、又は、下肢若しくは体幹機能障害の程度が1級の方（ 障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。 ）
	歩行時間延長信号機用小型送信機（音響案内装置）	1級 43,000円 2級 7,000円	10年	障害者が容易に使用し得るもの	原則として、学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、視覚障害の程度が1級又は2級の方
	携帯用信号装置	36,000円	6年	送信機による合図が、視覚、触覚等により知覚できるもの	原則として、学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、聴覚又は音声、言語機能障害の程度が3級以上の方

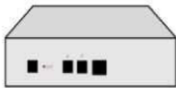
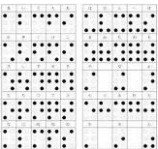
	品目	基準額	耐用 年数	性能	対象者
	聴覚障害者用 屋内信号装置	87,400円	10年	音、音声等を視覚、触覚等により知覚 できるもの	18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者で、聴覚障害の 程度が1級又は2級の方（聴覚障害者のみの世帯及びこれに準 ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯に限る。） フラッシュベルとの併給不可
 光と音で電話の着信をお知らせ フラッシュベル	フラッシュベル	12,400円	10年	障害者（児）が容易に使用し得るもの	原則として、学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者 （児）で、聴覚又は音声、言語機能障害の程度が3級以上の方 屋内信号装置との併給不可

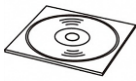
	品目	基準額	耐用年数	性能	対象者
	在宅療養等支援用具				
	透析液加温器	87,500円	5年	自己連続携帯式腹膜灌流療法による人工透析に使用する加温器で、一定の温度に保つもの	原則として、3歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者(児)で、人工透析を必要とする方(自己連続携帯式腹膜灌流療法による透析療法を行う方に限る。) 自己連続携帯式腹膜灌流療法を行っているとの医師の診断書が必要
	ネブライザー(吸入器)	36,000円	5年	障害者(児)が容易に使用し得るもの	原則として、学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者(児)で、呼吸器機能障害の程度が3級以上の方、又は同程度の身体障害者(児)で、医師の意見書により必要と認められる方(医療的に必要のある方は、医療のレンタルで対応すること)
	電気式たん吸引器	56,400円	5年	障害者(児)が容易に使用し得るもの	原則として、学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者(児)で、呼吸器機能障害の程度が3級以上の方、又は同程度の身体障害者(児)で、医師の意見書により必要と認められる方(医療的に必要のある方は、医療のレンタルで対応すること)
	視覚障害者用体温計	9,000円	5年	視覚障害者(児)が容易に使用し得るもの	原則として、学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者(児)で、視覚障害の程度が1級又は2級の方(視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。)
	視覚障害者用体重計	18,000円	5年	視覚障害者が容易に使用し得るもの	原則として、18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者で、視覚障害の程度が1級又は2級の方(視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。)

	品目	基準額	耐用年数	性能	対象者
	視覚障害者用血圧計	15,000円	5年	視覚障害者が容易に使用し得るもの	原則として、18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者で、視覚障害の程度が1級又は2級の方（視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。）
	視覚障害者用温湿度計（音声式）	5,000円	5年	視覚障害者が容易に使用し得るもの 音声で温湿度を知らせる機能を有するもの	原則として、18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者で、視覚障害の程度が1級又は2級の方（視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に限る。）
	動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）	50,000円	6年	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、難病患者等が容易に使用し得るもの	難病患者等で人工呼吸器の装着が必要な方

	品目	基準額	耐用年数	性能	対象者
	情報・意思疎通支援用具				
	携帯用会話補助装置	130,000円	5年	携帯式でことばを音声又は文章に変換する機能を有し、障害者が容易に使用し得るもの	原則として、学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者(児)で、音声言語機能障害者(児)又は肢体不自由者(児)で音声言語の著しい障害を有する方
	点字ディスプレイ	383,500円	6年	文字等のコンピューターの画面情報を点字などにより示すことができるもの	18歳以上の視覚障害及び聴覚障害の重度重複障害者(原則として、視覚障害2級以上、かつ聴覚障害2級の身体障害者であつて、必要と認められる方)又は、18歳以上の視覚障害者のうち視覚障害の程度が1級又は2級で、日常的に点字を使用し、日常生活において職業上又は学業上特段の必要性が認められる方
	点字器	標準型 A 10,700円 B 6,700円	7年	視覚障害者(児)が容易に使用し得るもの(A・・・32マス18行・両面真鍮板製、B・・・32マス18行・両面プラスチック製)	身体障害者手帳の交付を受けた者(児)で、視覚障害のある方
		携帯用 A 7,400円 B 1,700円	5年	視覚障害者(児)が容易に使用し得るもの(A・・・32マス4行・片面書アルミニウム製、B・・・32マス4行・片面書プラスチック製)	
	点字タイプライター	63,100円	5年	視覚障害者(児)が容易に操作できるもの	身体障害者手帳の交付を受けた者(児)で、視覚障害の程度が1級又は2級の方(就労若しくは就学している方、又は就労が見込まれている方に限る。)

	品目	基準額	耐用年数	性能	対象者
	視覚障害者用 ポータブルレコーダー	①録音再生機 85,000円 ②再生専用機 35,000円	6年	①音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害者(児)等が容易に使用し得るもの ②音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害者(児)等が容易に使用し得るもの	原則として、学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者(児)で、視覚障害の程度が1級または2級の方、又は上肢機能障害2級以上の方 原則として、学齢児以上の、読字障害があり、DAISY図書の利用が適切である方(要 意見書) ※実機を体験し給付等が必要であると認められる方に限る。 ポータブルレコーダーを希望せず、テーブルレコーダーを希望する場合、23,000円を基準額として給付する。この場合、ポータブルレコーダーとの併給は不可。
	視覚障害者用 地上デジタル放送受信 ラジオ	29,000円	6年	地上デジタル放送の音声受信が可能なもの	原則として学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者(児)で、視覚障害の程度が1級または2級の方
	視覚障害者用 活字文書読上げ装置	99,800円	6年	文字情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害者(児)等が容易に使用し得るもの	原則として、学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた視覚障害者(児)等で、その程度が1級又は2級の方
	視覚障害者用読書器	198,000円	8年	画像入力装置により、簡単に拡大された画像(文字等)をモニターに写し出せる又は読上げるもの(音声読み取り機能のある機種も含む)	原則として、学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた視覚障害者(児)等で、当該機種により、視覚、音声、その他の情報の取得等が容易になると認められる方
	視覚障害者用時計	13,300円	10年	視覚障害者が容易に使用し得るもの	18歳以上の身体障害者手帳の交付を受けた者で、視覚障害の程度が1級又は2級の方

	品目	基準額	耐用年数	性能	対象者
	聴覚障害者用 通信装置（FAX）	35,000円	5年	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字などにより通信が可能な機器であり、障害者が容易に使用し得るもの	原則として、学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、聴覚、音声、言語に著しい障害を有する方で、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる方
	聴覚障害者用 情報受信装置	88,900円	6年	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者（児）用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者（児）向け緊急信号を受信するもので、聴覚障害者（児）が容易に使用し得るもの	聴覚障害者（児）で、本装置によりテレビの視聴が可能になる方 （テレビ内蔵型及びテレビ本体の給付は不可。）
	人工喉頭	笛式 5,000円 力ニューレ付 8,300円	4年	呼気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き、構音化するもの	身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、喉頭摘出の障害がある方
		電動式 72,200円	5年	顎下部等に当てた電動板を駆動させ、経皮的に音源を口腔内に導き、構音化するもの	身体障害者手帳の交付を受けた者（児）で、喉頭摘出の障害がある方
	点字図書	点字図書の価格	—	点字図書（月刊や週刊等で発行される雑誌を除く。）	原則として、学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた視覚障害者（児）で、点字で情報を入手している方 1年間（年度で判断）の給付限度は6タイトル又は24巻まで

	品目	基準額	耐用年数	性能	対象者
	情報通信支援用具	70,000円	6年	障害者向けのパーソナルコンピュータ周辺機器やアプリケーションソフト ※読字障害のある方は、DAISY図書の再生に必要なものに限る。	原則として、身体障害者手帳の交付を受けた者(児)で、上肢機能障害2級以上の方又は視覚障害2級以上の方 原則として、学齢児以上の、読字障害があり、DAISY図書の利用が適切である方(要 診断書)
	暗所視支援眼鏡	395,000円	8年	暗所及び夜間において身体に装着することにより、光を増幅させ、広い範囲の景色を目の前の画面に映し出せるもの	原則として、学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた視覚障害者(児)であって、夜盲の症状があり、医師の意見書により必要と認められる方(実機を体験し給付等が必要であると認められる方に限る。)
	会議用拡聴器	36,000円	6年	障害者(児)が容易に使用し得るもの	原則として、学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者(児)で、聴覚障害の程度が4級以上の方

	品目	基準額	耐用 年数	性能	対象者
	排泄管理支援用具				
	ストマ用装具	蓄便袋 8,858円 蓄尿袋 11,639円	—	蓄便袋又は蓄尿袋(1か月分)	身体障害者手帳の交付を受けた者(児)で、直腸機能障害及び膀胱機能障害のある人工肛門、人工膀胱の方 (カテーテルについては医療保険対象のため除く。)
	紙おむつ	12,000円	—	紙おむつ(1か月分)	①身体障害者手帳の交付を受けた3歳以上の方で、直腸機能障害及び膀胱機能障害者であり、蓄便袋、蓄尿袋が利用できない方 ②身体障害者手帳の交付を受けた3歳以上の方で、脳原性運動機能障害、かつ、意思表示困難な方であり、紙おむつ以外での排泄が不可能な方 (ご本人の状況を調査した上で給付を決定する。)
	収尿器	男性用 A 7,900円 B 5,800円 女性用 A 8,700円 B 6,000円	1年	男性用 採尿器と蓄尿袋で構成し、尿の逆流防止装置を付けるものとする。ラテックス製又はゴム製 A 普通型 B 簡易型 女性用 A 普通型 耐久性ゴム製採尿袋を有するもの B 簡易型 ポリエチレン製の採尿袋導尿ゴム管付	身体障害者手帳の交付を受けた脊椎損傷及び二分脊椎の者(児)で収尿器が必要な方

	品目	基準額	耐用年数	性能	対象者
	居宅生活動作補助用具				
	小規模改修	200,000円	1回限り	用具の購入費及び改修工事費 ・手すりの取り付け ・段差の解消 ・すべり防止、移動の円滑化等の為の床及び通路面の材料変更 ・引き戸等への扉の取替え ・洋式便器等への便器の取替え ・その他これらの工事に付帯して必要な住宅改修	学齢児以上の身体障害者手帳の交付を受けた者(児)で次のいずれかに該当する方 ①下肢又は体幹が3級以上の方 ②補装具として車いすの交付を受けた内部障害者(介護保険優先) 住宅改善費給付制度の中規模改修にかかる給付を以前に受けた方は対象になりません。

(備考)

◎乳幼児期以前の非進行性の脳病変による脳原性運動機能障害(移動機能)の場合は、表中の上肢・下肢又は体幹機能障害に準じて取り扱います。

◎原則として、耐用年数以内の再給付は受けられません。(当市以外で給付を受けた日常生活用具も、給付時から耐用年数は起算します。)

◎難病をり患されている方は、身体障害者手帳の対象要件と同等の状況であることが確認できた場合、給付の対象になります。

(要 診断書)

◎難病をり患されている方とは、障害者総合支援法第4条第1項に定める「治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度のものであって十八歳以上であるもの」及び児童福祉法第4条第2項で定める「治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者総合支援法第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度である児童」のことです。